

令和2年度分市町村標準保険料等の算定結果について（確定係数段階）

12月末に国から示された確定係数に基づき、令和2年度分の市町村の標準保険料等の算定を行った。結果については、以下のとおり。

1 「標準保険料」とは

市町村における激変緩和後の一人当たりの標準的な保険料水準。

※国から示された確定係数とは、国から公費の交付見込金額、千葉県所得水準を示す指数、前期高齢者交付金等算出のための基礎数値等。これをもとに標準保険料等を算定する。

2 市町村における算定結果の活用

市町村は、以下のことに算定結果を活用する。

- ・令和2年度分国民健康保険特別会計予算の編成
- ・令和2年度分保険料率の検討

3 算定結果

(1) 県平均一人当たり標準保険料

令和2年度算定保険料（確定係数ベース） 107,835円

R2 標準保険料	R 元標準保険料	R2 との差
107,835円	105,619円	+2,216円 (+2.1%)
	H28 保険料(理論値)	R2 との差 (4年度分)
	100,139円	+7,696円 (+7.7%※)

※1年当たり+1.9%

(2) 市町村の標準保険料の状況

国保広域化に伴う国保財政の仕組みの変更の影響で、広域化前(H28 ベース)と比較し被保険者の保険料負担が急増することのないよう、市町村の標準保険料の増加率に毎年度上限を設定し※、それを上回る市町村に対し、財源を重点配分する激変緩和措置を行ったうえで算定している。

※令和2年度における増加率の上限

=平成28年度からの4年間で11.7% (平成28年度からの自然増(7.7%)+1%×4年)

(参考)1年当たりの伸び率は約2.8%

令和2年度標準保険料の4年度分の増減率（対平成28年度）

標準保険料(H28→R2)		39団体
増 加	+11.7%	12団体
	+11.7%未満	27団体
標準保険料(H28→R2)		15団体
減 少	▲10%未満	11団体
	▲10%以上	4団体

(3) 激変緩和対象団体数 12団体 (令和元年度 19団体)